

平成20年度

科学研究費補助金公募要領

【研究成果公開促進費（研究成果公開発表）】

平成19年9月1日

文部科学省

目 次

公募の概要

1	研究成果公開促進費の目的・性格	1
2	種目	1
3	研究成果公開促進費に関するルール	1

公募の内容

1	研究成果公開発表（A）	
(1)	研究成果公開発表のうちシンポジウムを開催するもの	2
(2)	研究成果公開発表のうち講演収録集を発刊するもの	2
	対象	2
	応募資格	2
	応募金額	3
	実施期間	3
	対象となる経費	3
	審査希望分野	3
	応募方法	3
	採択された事業課題の公開	3
	審査の方法・着目点等	3
	関係法令等に違反した場合の取扱	3
	その他の留意事項	3
(別表1)	科学研究費補助金（研究成果公開促進費）「研究成果公開発表（A）」で採択され、平成19年度中にシンポジウムを開催する研究者グループ代表者一覧	4
2	研究成果公開発表（B）	
(1)	対象	5
(2)	応募資格	5
(3)	応募金額	5
(4)	実施期間	5
(5)	実施主体	5
(6)	対象となる経費	5
(7)	審査希望分野	5
(8)	応募方法	5
(9)	採択された事業課題の公開	6
(10)	審査の方法・着目点等	6
(11)	関係法令等に違反した場合の取扱	6
3	研究成果公開発表（C）	7
(1)	対象	7
(2)	応募資格	7
(3)	応募金額	7
(4)	実施期間	7
(5)	実施主体	7
(6)	対象となる経費	7
(7)	審査希望分野	7
(8)	応募方法	7
(9)	採択された事業課題の公開	8
(10)	審査の方法・着目点等	8
(11)	関係法令等に違反した場合の取扱	8
4	応募書類受付会場案内図	9
	応募書類の様式・記入要領	
1	様式1 研究成果公開発表（A）計画調書（講演収録集）	11
2	様式2 研究成果公開発表（B）計画調書	17
3	様式3 研究成果公開発表（C）計画調書	27
	参考資料	
1	平成19年度科学研究費補助金の交付状況	39
2	予算額等の推移	41
	問合せ	43

公募の概要

1 研究成果公開促進費の目的・性格

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

研究成果公開促進費のうち、「研究成果公開発表」は、大学等の研究者グループによる最新の独創的・先駆的な研究成果の社会各方面への公開発表、学会や民間学術研究機関等が当該学問分野の最新の研究動向等を普及するために広く青少年や社会人を対象として開催する次世代の研究者養成にも資するシンポジウム・学術講演会等、並びに諸外国のトップレベルの研究者の参加を得て、学術に関する研究発表及び討論等を行うために国内で開催される国際会議等に必要な経費を助成するものです。

2 種目

研究成果公開促進費には、次の種目があります。

種 目	目 的 ・ 内 容	役 割 分 担
		応募・審査・交付
研究成果公開促進費		
研究成果公開発表	研究者グループ等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	文 部 科 学 省
学術定期刊行物	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成	独立行政法人 日本学術振興会
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	独立行政法人 日本学術振興会
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	独立行政法人 日本学術振興会

3 研究成果公開促進費に関するルール

- (1) この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）」等の適用を受けるものです。
- (2) 研究成果公開促進費には次の3つのルールがあります。
 - 応募ルール：応募・申請に関するルール
 - 評価ルール：事前評価（審査）に関するルール
 - 使用ルール：交付された補助金の使用に関するルール
- (3) これらのルールは、今回、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が公募する研究成果公開促進費に関し、次のように適用されます。

種 目	応募ルール	評価ルール	使用ルール
研究成果公開発表	文部科学省 公 募 要 領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程	文部科学省 【応募者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について 各研究機関が行うべき事務等
学術定期刊行物 学術図書 データベース	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【応募者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について 各研究機関が行うべき事務等

公募の内容

1 研究成果公開発表（A）

（1）研究成果公開発表のうちシンポジウムを開催するもの

平成20年度においては、公募を行いません。

（2）研究成果公開発表のうち講演収録集を刊行するもの

対象

研究成果公開発表（A）に採択された公開シンポジウムの講演収録集を刊行し普及啓発しようとするもの。

応募資格

応募しようとする者は、科学研究費補助金（研究成果公開促進費）「研究成果公開発表（A）」で採択され、平成19年度中にシンポジウムを開催する研究者グループ代表者（別表1）であるとともに、応募の時点において、次の4つの要件を満たしていなければなりません。

また、所属する研究機関において、経理管理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。

<研究者に係る要件>

ア) 指定された研究機関(注)に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。)

イ) 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助は除く。)

<研究機関に係る要件>

ウ) 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること

エ) 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

注. 科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

〔不正な使用等に伴う応募資格の停止〕

科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用。以下同じ。)を行った研究者等については、ア)からリ)のとおり、一定期間補助金を交付しないこととしていきます。

また、科研費以外の競争的資金(他府省所管分を含む)で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、ア)からリ)に該当する者として取り扱います。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。)に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募についても、制限する場合があります。

ア)不正な使用又は不正行為を行った研究者の場合

- ・他の用途への使用を行っていない場合には、補助金を返還した年度の翌年度及び翌々年度
 - ・他の用途への使用を行っていた場合には、補助金を返還した年度の翌年度から程度に応じて2～5年
 - ・不正な使用を行った研究者と共同して研究を行っていた研究代表者及び研究分担者の場合(平成16年度以降交付の科研費に適用)不正な使用を行った研究者が他の用途への使用を行っていたか否かにかかわらず、補助金を返還した年度の翌年度(新規の研究課題のみ対象)
 - ・不正行為があったと認定された場合(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)当該不正行為があったと認定された年度の翌年度から程度に応じて1～10年
- なお、不正行為があったと認定された研究課題については、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還が求められます。

イ)ア)における他の用途への使用を共謀した研究者

- ・補助金を返還した年度の翌年度から、他の用途への使用を行った研究者と同一の期間

ウ)不正に科研費を受給した研究者(共謀した者を含む。)

- ・補助金を返還した年度の翌年度から5年間

応募金額 300万円以内

実施期間

講演収録集発行期間 平成20年4月1日から平成21年2月28日

対象となる経費（シンポジウム開催の翌年度に応募可能な経費）

区 分	経 費
シンポジウム講演収録集の刊行のための経費	・謝金 ・出版費 テーブル起こしのための経費 講演収録集刊行に係る経費（組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代、製本代）

審査希望分野

審査を希望する分野について、以下の6つから必ず1つを選択してください。

「人文学」「社会科学」「数物系科学、化学」「工学」「生物学、農学」「医歯薬学」

応募方法

(ア)提出書類（平成19年度にシンポジウムを開催し、平成20年度講演収録集を発刊する継続事業の場合のみ該当）

応募書類	提出部数
研究成果公开发表(A)計画調書(講演収録集)(様式1)	25部(正本1部・副本24部)
見 積 書	1部

正本は記名押印又は署名したもの、副本は正本の写しでよいが、いずれも両面印刷し、様式どおりに作成してください。(所定の様式の改変は認められません)

(イ)応募書類の提出期間・提出先(他の区分と提出期間・提出先が違いますので特に注意願います。)

応募書類は、所属する研究機関を通じ、下記に提出してください。

(提出期間)平成20年2月25日(月)～2月28日(木)

(午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで)

(提出先)〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省研究振興局学術研究助成課研究成果公開促進係

応募書類を送付する場合は、配達証明可能な方法(配達記録、小包、簡易書留、宅急便等)により、余裕をもって発送してください。また、封筒等の表に朱書きで「平成20年度研究成果公开发表(A)(講演収録集)計画調書在中」と明記してください。

(提出期間)平成20年2月25日(月)～2月28日(木)必着

(2月27日(水)までに発送したことが証明でき、2月29日(金)までに到着したもので受理)

採択された事業課題の公開

採択された事業課題は、報道発表資料等により、収録集名、代表者氏名、交付予定額等を公開します。

審査の方法・着目点等

「評価ルール」(「科学研究費補助金における評価に関する規程」(平成14年11月12日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定))を参照してください。

「評価ルール」は、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)でご覧いただけます。

関係法令等に違反した場合の取扱

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、計画を実施した場合には、補助金の交付を取り消すことがあります。

その他の留意事項

本補助金による刊行とその重版は、無印税とし著者・著作権者・編者に一切の利益が生じないようにする必要があります。刊行に当たっては、出版社(発行所)と応募者との間で本補助金の制度について合意を得た上で、応募書類を作成してください。

(別表1)

科学研究費補助金(研究成果公開促進費)「研究成果公开发表(A)」で採択され、平成19年度中にシンポジウムを開催する研究者グループ代表者一覧

課題番号	研究者グループ 代表者氏名	所属機関	シンポジウム名
1842001	増原 宏	(財)濱野生命科学研究所	反応すれば形が変わるナノの世界 ~細胞から結晶まで~
1941001	飯田慎司	福岡教育大学	達成度からみた算数・数学の授業改善
1942001	深尾昌一郎	京都大学	地球規模の心臓 - 赤道大気の鼓動を聴く
1942002	和田 仁	東北大学	マイクロ・ナノバイオメカニクスの開拓
1943001	古川 鋼一	名古屋大学	第3の生命鎖：糖鎖の謎が今、解る

2 研究成果公開發表（B）

(1)対象

学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム・学術講演会等で、青少年（小・中・高校生を含む）や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの。

なお、主催団体の会員のみを対象とするものは対象となりません。

(2)応募資格

学会（日本学術会議協力学術研究団体に限る。以下同じ。）の代表者。学会の支部等が実施する場合であっても、学会の代表者が応募してください。

地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものの代表者。

ただし、またはにおいて、経理管理事務・監査体制の整備がなされていなければなりません。

(3)応募金額 150万円以内

(4)実施期間

開催日：平成20年7月1日～平成21年3月31日

開催期間：原則として1日

(5)実施主体

学会又は学会の支部等。

地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの。

(6)対象となる経費

区 分	経 費
シンポジウム等 開催のための経 費	会場借料 事業を開催する会場の借料(開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。) 消耗品費 消耗品を購入するための経費 謝 金 事業開催への協力をする者のための経費 その他 上記のほか当該事業の遂行に係る経費 (例：事務委託費、会議費(食事(アルコール類を除く)費用等)、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)

(7)審査希望分野

審査を希望する分野について、以下の6つから必ず1つを選択してください。

「人文学」「社会科学」「数物系科学、化学」「工学」「生物学、農学」「医歯薬学」

(8)応募方法

提出書類（同一内容でシンポジウム等を2ヶ所以上で開催する場合は、それぞれ応募書類の提出が必要）

応募書類	提出部数
研究成果公開發表（B）計画調書（様式2）	25部（正本1部・副本24部）

正本は記名押印又は署名したもの、副本は正本の写しでよいが、いずれも両面印刷し、様式どおりに作成してください。（所定の様式の改変は認められません。）

なお、**副本のうち1部は糊付けせず、クリップ止めして提出してください。**

応募書類を持参する場合

次の提出期間内に所定の受付場所に提出してください。

（提出期間）平成19年11月12日（月）～11月15日（木）

（午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで）

（提出先）東京都千代田区一番町8番地（住友一番町F Sビル）

独立行政法人日本学術振興会一番町第2事務室1階会議室（住友一番町F Sビル内）

（予定）

（9頁「応募書類受付会場案内図」参照）

応募書類を送付する場合

応募書類を送付する場合は、配達証明できる方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）により、余裕を持って発送してください。また、封筒等の表に朱書きで「平成20年度研究成果公開発表（B）計画調書在中」と明記してください。

（提出期間）平成19年11月12日（月）～11月15日（木）必着

（11月14日（水）までに発送したことが証明でき、11月16日（金）までに到着したもので受理）

（送付先）〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（住友一番町F Sビル）

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課気付 「研究成果公開発表」
応募書類受付担当」

(9)採択された事業課題の公開

採択された事業課題は、報道発表資料等によりシンポジウム・学術講演会等名、主催団体名、代表者役職・氏名、交付予定額等を公開します。

(10)審査の方法・着目点等

「評価ルール」（「科学研究費補助金における評価に関する規程」（平成14年11月12日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定））を参照してください。

「評価ルール」は、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm）をご覧ください。

(11)関係法令等に違反した場合の取扱

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し計画を実施した場合には、補助金の交付を取り消すことがあります。

3 研究成果公開發表（C）

(1)対象

我が国の学会が主催する国際シンポジウム・国際会議等で、主催にかかる運営体制が確保されているもの。また、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを対象とする。
 なお、日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているものは対象となりません。

(2)応募資格

学会（日本学術会議協力学術研究団体に限る。以下同じ。）の代表者。学会の支部等が実施する場合であっても、学会の代表者が応募してください。
 ただし、学会において、経理管理事務及び監査体制の整備がなされていなければなりません。

(3)応募金額 特に制限は設けない。

(4)実施期間

1年～2年

- (1) 1年計画の場合・・・国際シンポジウム等の準備及び開催を同一年度内に実施
- (2) 2年計画の場合・・・1年目に国際シンポジウム等の準備、2年目にその開催を実施

区 分	実施期間
平成20年度が1年計画又は2年計画の1年目の場合	平成20年7月1日～平成21年3月31日
平成20年度が2年計画の2年目の場合	平成20年4月1日～平成21年3月31日

(5)実施主体 学会又は学会の支部等。

(6)対象となる経費

区 分	経 費
1年計画の場合 (シンポジウム準備及び開催のための経費)	会場借料 事業を準備するために必要な会場の借料及び事業を開催する会場の借料(開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。) 消耗品費 消耗品を購入するための経費 旅 費 特別講演等のため来日する外国人研究者の招へい旅費(交通費、滞在費) 謝 金 事業準備及び開催への協力をする者のための経費 その他 上記のほか当該事業の遂行に係る経費 (例：事務委託費、会議費(食事(アルコール類を除く)費用等)、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)
2年計画の場合 1年目 (シンポジウム準備のための経費)	会場借料 事業を準備するために必要な会場の借料 消耗品費 消耗品を購入するための経費 謝 金 事業準備への協力をする者のための経費 その他 上記のほか当該事業の遂行に係る経費 (例：事務委託費、会議費(食事(アルコール類を除く)費用等)、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)
2年目 (シンポジウム開催のための経費)	会場借料 事業を開催する会場の借料(開催当日会場で使用するマイク、スクリーン等の機器借料のための経費を含む。) 消耗品費 消耗品を購入するための経費 旅 費 特別講演等のため来日する外国人研究者の招へい旅費(交通費、滞在費) 謝 金 事業開催への協力をする者のための経費 その他 上記のほか当該事業の遂行に係る経費 (例：事務委託費、会議費(食事(アルコール類を除く)費用等)、通信費(切手、電話等)、運搬費、資料作成に係る費用)

(7)審査希望分野

審査を希望する分野について、以下の6つから必ず1つを選択してください。
 「人文学」「社会科学」「数物系科学、化学」「工学」「生物学、農学」「医歯薬学」

(8)応募方法

提出書類(前年度に採択され内約を受けた継続事業についても、応募書類の提出が必要)

応募書類	提出部数
研究成果公開發表(C)計画調書(様式3)	25部(正本1部・副本24部)

正本は記名押印又は署名したもの、副本は正本の写しでよいが、いずれも両面印刷し、様式どおりに作成してください。(所定の様式の改変は認められません。)
 なお、**副本のうち1部は糊付けせず、クリップ止めして提出してください。**

応募書類を持参する場合

次の提出期間内に所定の受付場所に提出してください。

(提出期間) **平成19年11月12日(月)～11月15日(木)**

(午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで)

(提出先) 東京都千代田区一番町8番地(住友一番町F Sビル)

独立行政法人日本学術振興会一番町第2事務室1階会議室(住友一番町F Sビル内)

(予定)

(9頁「応募書類受付会場案内図」参照)

応募書類を送付する場合

応募書類を送付する場合は、配達が可能である方法(配達記録、小包、簡易書留、宅配便等)により、余裕を持って発送してください。また、封筒等の表に朱書きで「平成20年度研究成果公開発表(C)計画調書在中」と明記してください。

(提出期間) **平成19年11月12日(月)～11月15日(木)必着**

(11月14日(水)までに発送したことが証明でき、11月16日(金)までに到着したもので受理)

(送付先) 〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地(住友一番町F Sビル)

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課気付 「研究成果公開発表」
応募書類受付担当

(9)採択された事業課題の公開

採択された事業課題は、報道発表資料等により国際シンポジウム・国際会議等名、主催団体名、代表者職名・氏名、交付予定額等を公開します。

(10)審査の方法・着目点等

「評価ルール」(「科学研究費補助金における評価に関する規程」(平成14年11月12日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定))を参照してください。

「評価ルール」は、文部科学省のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)でご覧いただけます。

(11)関係法令等に違反した場合の取扱

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、計画を実施した場合には、補助金の交付を取り消すことがあります。

4 応募書類受付会場案内図

(受付会場)

独立行政法人日本学術振興会一番町第2事務室 1階会議室
(住友一番町F Sビル内)(予定)



【周辺拡大図】



(文部科学省分問合先)

文部科学省研究振興局 学術研究助成課 研究成果公開促進係
TEL 03-5253-4111 (内線 4094)

空白ページ